

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8 月12日

佐賀県教育委員会委員長 牟 田 清 敬

佐賀県教育委員会規則第11号

佐賀県教育財産管理規則の一部を改正する規則

佐賀県教育財産管理規則（昭和41年佐賀県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
<p>（事務委任）</p> <p>第2条の2 <u>教育長</u>及び課等の長は、教育財産事務執行区分表（別表第1）に定める教育財産の管理の事務を行うものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる佐賀県公有財産規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>（事務委任）</p> <p>第2条の2 課等の長は、教育財産事務執行区分表（別表第1）に定める教育財産の管理の事務を行うものとする。</p> <p>（準用）</p> <p>第3条 教育財産の管理については、佐賀県公有財産規則（昭和40年佐賀県規則第6号）第3条第1項及び第4項、第5条、第12条、第13条、第15条から第21条まで、第23条から第25条まで、第27条、第29条、第33条（第1号に係る部分に限る。）並びに第34条から第40条までの規定を準用する。この場合において次の表の左欄に掲げる佐賀県公有財産規則の規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
規定	読み替えられる字句	読み替える字句	規定	読み替えられる字句	読み替える字句
略			略		
第19条の2第4項	略		第19条の2第4項	略	
			第19条の3第1項	<u>行政財産</u> <u>行政財産原形変更申請書（別記様式第10号の3）</u>	<u>教育財産</u> <u>教育財産原形変更申請書（別記</u>

改正前			改正後		
					様式第10号の 3)
			第19条 の3第 3項	行政財産原形変更承認調書（別記様 式第10号の4）	教育財産原形変 更承認調書（別 記様式第10号の 4）
第20条 第1項	略		第20条 第1項	略	
略			略		

様式第10号の2の次に次の2様式を加える。

教育財産原形変更申請書

年 月 日

佐賀県教育委員会教育長 様

申請人 住所
氏名(名称)

物件の表示	所在	
	明細	
従前の許可内容	使用目的	
	使用許可年月日	
変更しようとする原形部分		
変更しようとする理由及びその概要		
添付書類		(1) 使用計画書 (2) 設計書 (3) 関係図面 (4) その他参考書類

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

教育財産原形変更承認調書

財産管理者

変更区分	土地及びその従物	建物その他の財産	原形変更の場合の条件	
口座名			指令書の内容を変更する場合は、その変更内容	
教育財産の内訳				
変更内容	前		その他参考事項	
	後			
変更に対する所見				
所要経費及び負担区分				

注 教育財産原形変更承認調書には、関係図面及び教育財産使用許可指令書写を添付すること。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(様式第13号)</p> <p style="text-align: right;">(記号)第 号 申請人 氏名(名称)</p> <p style="text-align: center;">教育財産一時使用許可通知書</p> <p>平成 年 月 日付けで申請の の使用については、 次により許可する。 平成 年 月 日 氏名 印</p> <p>1 ~ 4 略 5 使用上の注意</p> <p><u>(1) 物件の使用にあたっては、県の指示に従い大切に使用すること。</u></p> <p><u>(2) 許可を受けた以外の目的に使用し、又は無断で原形を変更してはならない。</u></p> <p><u>(3) 県の都合で許可を取り消す場合もあるので、その場合は、異議を申し述べないこと。</u></p> <p><u>(4) 故意又は過失により器物を損傷した場合は、その損害を賠償すること。</u></p>	<p><u>様式第13号</u></p> <p style="text-align: right;">(記号)第 号 申請人 氏名(名称)</p> <p style="text-align: center;">教育財産一時使用許可通知書</p> <p>年 月 日付けで申請の の使用については、 次により許可する。 年 月 日 氏名 印</p> <p>1 ~ 4 略 5 使用上の注意</p> <p><u>(1) 使用物件は常に善良なる管理者の注意をもって良好な状態にしておかなければならない。</u> <u>なお、これに要する費用は使用者の負担とする。</u></p> <p><u>(2) 課等の長の許可なく使用物件を許可を受けた使用目的以外の用に供し、若しくは原形を変更し、又は他人に使用させてはならない。</u></p> <p><u>6 使用許可の取消し</u> 次に掲げる場合に該当するときは、使用許可期間中であっても当該使用許可を取り消すことがある。この場合は、当該使用許可取消の日から起算して20日以内に使用物件を明け渡さなければなら</p>

改正前	改正後																										
<p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">教育財産事務執行区分表</p> <table border="1" data-bbox="237 957 1099 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> <th>教育長</th> <th>課等の長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">許可、貸付等</td> <td>教育財産の目的外使用許可</td> <td></td> <td>教育財産の目的外使用許可に関する<u>こと</u></td> </tr> <tr> <td>教育財産の目的外使用に係る使用料の減免</td> <td>教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する<u>こと（輕易なものを除く。）</u></td> <td>教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する<u>こと（輕易なものに限る。）</u></td> </tr> <tr> <td>教育財産の貸</td> <td></td> <td>教育財産の貸付け</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	教育長	課等の長	許可、貸付等	教育財産の目的外使用許可		教育財産の目的外使用許可に関する <u>こと</u>	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する <u>こと（輕易なものを除く。）</u>	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する <u>こと（輕易なものに限る。）</u>	教育財産の貸		教育財産の貸付け	<p><u>ない。</u></p> <p><u>なお、この場合に生じた損失については補償しない。</u></p> <p>(1) <u>県において公用又は公共の用に供するため必要を生じた場合</u></p> <p>(2) <u>5に定める事項に違反した場合</u></p> <p>7 <u>損害賠償</u></p> <p><u>5に定める事項に違反した場合において損害を生じたときは、教育長の要求に応じ損害を賠償しなければならない。</u></p> <p>8 <u>決定に不服がある場合</u></p> <p><u>この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、佐賀県知事に対して審査請求をすることができる。</u></p> <p><u>また、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に佐賀県（代表者は佐賀県教育委員会となる。）を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができる。</u></p> <p><u>（注） その他必要に応じて適宜条件を付すこと。</u></p> <p>別表第1（第2条の2関係）</p> <p style="text-align: center;">教育財産事務執行区分表</p> <table border="1" data-bbox="1160 957 2016 1377"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">許可、貸付等</td> <td>教育財産の目的外使用許可</td> </tr> <tr> <td>教育財産の目的外使用に係る使用料の減免</td> </tr> <tr> <td>教育財産の原形変更の承認</td> </tr> <tr> <td>教育財産の貸付け</td> </tr> <tr> <td>教育財産の貸付料の減免</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">所管換等</td> <td>教育財産の所管換</td> </tr> <tr> <td>教育財産の用途変更及び廃止</td> </tr> <tr> <td>教育財産を知事部局に供用させるとき</td> </tr> </tbody> </table>	項目	区分	許可、貸付等	教育財産の目的外使用許可	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免	教育財産の原形変更の承認	教育財産の貸付け	教育財産の貸付料の減免	所管換等	教育財産の所管換	教育財産の用途変更及び廃止	教育財産を知事部局に供用させるとき
項目	区分	教育長	課等の長																								
許可、貸付等	教育財産の目的外使用許可		教育財産の目的外使用許可に関する <u>こと</u>																								
	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する <u>こと（輕易なものを除く。）</u>	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免に関する <u>こと（輕易なものに限る。）</u>																								
	教育財産の貸		教育財産の貸付け																								
項目	区分																										
許可、貸付等	教育財産の目的外使用許可																										
	教育財産の目的外使用に係る使用料の減免																										
	教育財産の原形変更の承認																										
	教育財産の貸付け																										
	教育財産の貸付料の減免																										
所管換等	教育財産の所管換																										
	教育財産の用途変更及び廃止																										
	教育財産を知事部局に供用させるとき																										

改正前				改正後
	付け		に関すること	
	教育財産の貸付料の減免	教育財産の貸付料の減免に関すること（軽易なものを除く。）	教育財産の貸付料の減免に関すること（軽易なものに限る。）	
所管換等	教育財産の所管換		教育財産の所管換に関すること	
	教育財産の用途変更及び廃止		教育財産の用途変更及び廃止に関すること	
	教育財産を知事部局に供用させるとき		教育財産を知事部局に供用させることに関すること	
<p>注 教育財産の目的外使用に係る使用料の減免及び教育財産の貸付料の減免の軽易なものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 使用料又は貸付料を従前から減免しているもの</p> <p>(2) 公共団体が、公用又は公共用に供するため使用するもの</p> <p>(3) 公営ポスター掲示場の設置</p> <p>(4) 国及び市町が設置した測量基準点</p> <p>(5) その他教育長が経営支援本部長と協議のうえ指定したものの</p>				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。